

第 20 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 31 年 3 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 62 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 63 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 64 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について
議第 65 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 66 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 67 号	農地改良届について
議第 68 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による最低経営面積（別段の面積）の設定について
報第 20 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	14 番 日比野勝伸 委員 2 番 須田ひろ子 委員
7、欠席議員	15 番 鍵谷幸男 委員
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 20 回御嵩町農業委員会を開会します。
議 長	本日の欠席者は 15 番 鍵谷幸男 委員 から届が出ておりますので、報告いたします。 また本日、代わりに議長を務めさせていただきます職務代理の亀井です。よろしくお願いします。
議 長	会議録 署名者に、14 番 日比野勝伸 委員 2 番 須田ひろ子 委員を指名します。
議 長	それでは、議第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局朗読）
8 番田中委員	1 号事案について、8 番 田中宣行委員 説明願います。 現地確認を 2 月 22 日に行いました。 申請地は、御嵩郵便局の東約 200m の場所です。

	<p>転用の目的は住宅敷地の庭です。現在の宅地と一体利用することです。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、申請者宅の現在の敷地は狭小で建物と車 2 台分の駐車ですべてを占めており、物干し等が不足していることから、北側の土地を手に入れて庭等として利用し、生活環境を改善したいと考えていたところ譲渡人からの合意を得ることができたため申請するものです。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要については、許可の 6 カ月以内に造成することです。資金調達については全額自己資金で賄います。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要については、北側は譲渡人の田、西側・東側は隣接所有者の宅地です。周囲にコンクリートブロックを埋設し土砂・雨水等が流出しないよう施行します。雨水は自然浸透により処理します。</p> <p>もし、被害等があったときは申請人の責任において対処しますとの記載があります。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、残高証明書、代理人行政書士の委任状が添付されております。</p> <p>なお、この土地については約 20 年前から一部宅地と一体利用して使用していたことから始末書が添付されています。</p> <p>以上です。皆様の審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、2 号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>今回の売買は、譲受人側は太陽光発電設備による売電収入を老後の生計を支える手段の 1 つとして検討されていたこと。土地所有者側は美濃市在住で高齢のため耕作管理をすることができないことや、土地を管理する後継者もいないこと等の事情があり両者間で話がまとまったとの事です。</p> <p>事業エリアには、外周部分に杭とロープで範囲が示されていまし</p>

	<p>た。西田住宅団地の西側に隣接する農地で、住宅の基礎ブロック塀に沿って農業用水が走っておりますが、その水路敷と申請農地との境界の位置について、明確な確認ができないことから譲受人側が用水路から1m程距離を置いた位置を事業予定エリアとすることを申し出られて関係者間の了解が得られた、とのことです。</p> <p>周辺の状況としては、農業用水路は申請地の地表部から40cm以上高い位置に設置されており、南東側は畑が2筆、西側は可児川堤防敷、北西側は地目原野、現況は一部畑として利用されています。</p> <p>隣地承諾書は、北西側の現況畑地の所有者と、南東側の畑所有者から同意書が提出されております。西田自治会の会長と隣接民家の関係者には、事業説明を行い了解が得られているとのこと。その他、可児川沿いでの事業計画であるため、別途、可茂土木事務所へ届出と協議申請を行う予定とのことでした。</p> <p>事業計画としては、埋め立て工事は行わず現状の場所に設置予定で敷地の東西間の距離に応じて、太陽光パネルが1列縦4枚×横4枚のものから、1列で縦4枚×横10枚のものまで、合計9列全256枚を計画されています。</p> <p>雨水は地下浸透予定で、申請地の大半が隣接地より低い形状となっていることから雨水や土砂等の流出の恐れはないと考えられますが、念のため、北西側隣地との境界部分には土嚢袋を設置予定です。万一、周辺農地等に被害を及ぼしたときは責任をもって解決する旨、明記されています。</p> <p>設置する機材等は、申請地に隣接するみたけ幼稚園の駐車場を利用して、幼稚園の休園日にクレーンで搬入予定であり、申請地の周辺には高さ1.2mのフェンスを設置し、防草シートの設置も予定されています。堤防道路は町道となっていないことから、可茂土木事務所との協議の際に十分な確認等を行ったうえで対応されるよう要請しておきました。</p> <p>本件申請書には、使用予定の太陽光パネルやフェンス等の資料、県知事あて誓約書、法人の定款、中部電力との手続資料、行政書士あて委任状等が添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
議 長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>続いて、3号事案について、事務局より説明願います。</p> <p>本件は、古屋敷地内の国道21号バイパス沿いの宅地分譲事業に伴う申請ですが、譲受人は先月、本件申請地東の隣接地を申請された方と同一者ですので、その点を先に説明します。</p> <p>先月の申請案件の際、西側の農地所有者へ同意書を依頼するため出向かれた折に、私の農地も買ってもらえないか、との相談が寄せられたことがきっかけで今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>申請地は農地1筆444㎡を所有者の申し出により半分に分筆して、東側半分の222㎡を売買するというもので、申請エリアの角地4カ所に杭で表示されていました。場所は国道21号バイパス線の古屋敷交差点から、東北東方向に約450m地点でバイパスの北沿いです。</p> <p>周辺の状況は、南側は国道21号線バイパスで、建設省の境界杭内に農業用水路があります。東側は宅地分譲予定地、北側は町道、西側は譲渡人の農地の残地部分です。</p> <p>造成計画としては、宅地への出入りは北側町道からで、町道と同じ高さまで埋め立てし、西側と南側はブロック積み擁壁の予定です。</p> <p>宅地内の雨水は町道北側の農業排水路へ接続予定で、地元水利組合の同意書が添付されています。上水道と下水道施設は町道に敷設されていますのでそれぞれ接続予定です。</p> <p>その他、本件申請書には住宅建築案や配置図案、県知事あて誓約書、貯金残高証明書、行政書士あて委任状等が添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p>

<p>議 長</p> <p>9 番鍵谷委員</p>	<p>続いて、4号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p> <p>土地の所在地は比衣里地区です。顔戸ぽっぽ館より北に 300m 程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、使用借人はお寺の行事を行う際、いつも駐車場が不足し困窮していますので申請地を駐車場にしたいと申請します。また、倉庫が不足していますので倉庫建設と景観を良くするため庭園を造成したいと思います。賃借期間は20年間となっております。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の東側及び北側は使用貸人の土地であり、南側は道路、西側は水路を挟み道路となっております。</p> <p>雨水は西側及び南側の水路に排水します。申請地は砂利を敷き、ロープで区切ります。</p> <p>万一、転用に伴い被害が起きた場合は申請者の責任において対処します。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、誓約書、預金残高証明、履歴事項証明書、始末書、比衣水利組合同意書、候補地比較検討資料、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は2月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から4号事案の申請内容に私は問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって4号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第 63 号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>1号事案について、2番 須田ひろ子委員 説明願います。</p>

<p>2 番須田委員</p>	<p>申請地は国道 21 号、旧相羽石油店の北へ 300m 程の所です。 農地法第 4 条による地目変更の申請で、権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、63 年位前に店舗付き住宅を建設した際、地目変更を行わないまま現在に至り、3 筆の地目が登記上畑、現況宅地であることについて、昨年親子で今後の終活について話し、申請者が元気なうちに地目変更の手続きをしようと思い申請に至ったとのことです。</p> <p>2 月 19 日に申請者〇〇さんが高齢であるため、息子の〇〇さん立会いの下、事前確認を行いました。</p> <p>既に転用済みであることの理由書、誓約書が添付されております。2 月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容に問題はないかと思えます。 皆様の審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、2 号事案について、7 番 田中幹三郎委員より説明願います。</p>
<p>7 番田中委員</p>	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による申請です。</p> <p>申請地の場所は中保育園の真西約 150m の所です。事前説明は 2 月 15 日に行ってきました。</p> <p>申請地においては、所有する農地においてサカキを栽培するために遮光設備を必要としており、遮光設備として上部に太陽光パネルを備えた、いわゆるタナを建設したいとのことで、タナの柱の基礎部分に太さ 38 ミリの杭を 30 本設置し、また、売電のために中部電力の電線に接続するための電柱 1 本を設置することにより、599 m²のうち 0.22 m²を一時転用したいとの申請です。事業の操業期間又は施設の利用期間は現時点では定めのない有期期間での申請です。</p> <p>申請人より提出された申請書の転用理由の詳細を朗読いたします。「申請人は本申請地を相続にて取得したが、本申請地でサカキを栽培するための遮光設備を兼ねる営農型太陽光発電施設敷地とし</p>

	<p>て利用したく今般の申請に及びました。サカキの成長には半日影が必要であり、高品質で高収量のサカキ栽培を目指すには遮光設備が必要不可欠であります。そのサカキ栽培に必要な遮光設備として申請人は本申請地に営農型太陽光発電施設を設置したく、今般申請するものであります」との内容です。</p> <p>杭の施工面積は南北 20m 東西 16m の 4m 間隔でパネルの水平投影面積は 336.3 m²とのことです。ここに 1 枚当たり 285Wのパネルを 120 枚設置し、34.2kWの発電量となります。計算上の遮光率は 59.06%となり、サカキ等の栽培に適した遮光率となるようです。ここに 127 株のサカキの苗木を定植する予定です。施工業者のシミュレーションでは、1,000 m²あたり 300 本仕立てて、反収 21 kg、売り上げは 31,500 円、人件費を見込んだ経費が 28,690 円とのことです。人件費を除くと粗利が 28,810 円となる計算です。</p> <p>599 m²に対して設置面積が狭いですが、東側に申請人本人の住居があったり、北側にほかの耕作者の水田があったりするため、フルに活用できませんが、残地に関しては今までしてきたように、草刈りをしたり、また家庭菜園的に利用したりして管理していきたいとのことです。</p> <p>申請にあたって、申請に必要な各種書面の確認をいたしました。また、一時転用申請にあたって農地復元誓約書の確認をしました。その他、隣地承諾書、水利組合同意書について確認しました。農地復元誓約書の大まかな内容としましては、再度転用の許可が得られない場合や、営農が行われない場合、また、営農型発電事業を廃止した場合は速やかに設備をすべて撤去したうえで農地に復元します、というものです。</p> <p>申請地の北側、南側は田、東側は申請人所有の畑及び宅地、西側は用悪水路です。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要につきましては 2 月 25 日現地確認において、特に問題のないことを確認いたしました。</p> <p>以上から 2 号事案の申請内容に問題はないかと思います。皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第64号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>9番鍵谷委員</p>	<p>1号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p> <p>申請地は里公民館より東に100m程の所です。 権利を移転しようとする当事者が現に所有し又は使用する農地4,434㎡で内訳は田が3,493㎡、畑が941㎡となっています。権利を取得後の耕作面積は4,873㎡となります。農機具の保有状況はトラクター1台、田植機1台となっています。世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、誓約書などの確認をしました。 また、現地確認を2月18日に推進委員の梅田さんで行いました。 以上、1号事案の申請内容に問題はないと思います。 皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>梅田推進委員</p>	<p>続いて 梅田委員 現地の状況等 説明願います。</p> <p>鍵谷委員からも説明がありましたが2月18日に現地の確認を行いました。譲受人が今後営農を行うことに問題はないかと思いません。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は適当と認め許可します。</p>
<p>議 長</p> <p>9番鍵谷委員</p>	<p>2号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p> <p>申請地は洞公民館より東に200m程の所です。 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は農地が自作地7,247.61㎡で内訳は田が4,051㎡、</p>

	<p>畑が 3,196.61 m² となっていますが 2,421.61 m² につきましては山地に所在し、農機具利用不可能で以前は桑畑だったところが非耕作地となっています。借入地は田として 3,597 m² 耕作されています。</p> <p>農機具の保有状況はトラクター 1 台、田植機 1 台、耕運機 1 台となっています。周辺地域との関係は、譲受人は今回取得する田を通常の畑として利用するため周辺地に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法等についても地域の防除基準に従うとのことです。</p> <p>世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、誓約書などの確認をしました。</p> <p>また、現地確認を 2 月 18 日に推進委員の梅田さんで行いました。2 号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて 梅田委員 現地の状況等 説明願います。</p>
梅田推進委員	<p>2 月 18 日に地区担当委員と現地を確認しましたが、提出された営農計画通りに行ってもらえると思います。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
議 長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p>
議 長	<p>2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p>
9 番鍵谷委員	<p>よって 2 号事案は適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>3 号事案について、9 番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
9 番鍵谷委員	<p>申請地は共和中学校より東に 200m 程の所です。</p>
9 番鍵谷委員	<p>譲受人は譲渡人の義理の息子さんです。</p>
9 番鍵谷委員	<p>権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は 4,013 m² で内訳は田が 4,013 m² となっています。農機具の保有状況はトラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、</p>
9 番鍵谷委員	<p>バインダー 1 台、乾燥機 1 台となっています。</p>
9 番鍵谷委員	<p>世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、誓約書などの確認をしました。</p>
9 番鍵谷委員	<p>また、現地確認を 2 月 18 日に推進委員の梅田さんで行いました。</p>
9 番鍵谷委員	<p>以上から 3 号事案の申請内容に問題はないと思います。</p>
9 番鍵谷委員	<p>皆様の審議をお願いします。</p>

議 長	続いて 梅田委員 現地の状況等 説明願います。
梅田推進委員	3号事案についても鍵谷委員と2月18日に現地確認を行いました たが申請内容に問題はないかと思ひます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようひですひので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員で あります。 よって3号事案は適当と認め許可します。
議 長	次に、議第65号 農用地利用集積計画の決定について を議題と します。 事務局、朗読願ひます。 (事務局朗読)
議 長	1号事案について 今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願ひます。
今井推進委員	申請地は上之郷小学校南、国道21号線を挟んで150m程の所にご ざひます。現在も農地として適正に管理されておひります。奥村委員 と一緒に現地を確認し、2月26日に意見整合しましたが、適正に 管理されているため申請内容に問題はないかと思ひます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようひですひので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員で あります。 よって1号事案は可決しました。
議 長	続いて、2号事案について 今井推進委員、現地の状況はどうで したか。 気になる点などありましたら説明願ひます。
今井推進委員	申請地は上之郷小学校の西方向に50m程の所です。現在も田とし

	<p>て適正に耕作されております。こちらについても奥村委員と意見整合しましたが問題はないという判断をしております。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>続いて、3号事案について 梅田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
梅田推進委員	<p>2月18日に鍵谷委員と現地確認を行いました。現地の状況には特に問題ないかと思われま。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>次に 議第66号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 （事務局朗読）</p>
議 長	<p>1号事案について 9番鍵谷委員、に関係します。9番鍵谷委員は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 （9番 鍵谷委員 退席）</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	特にありません
議 長	それでは採決に入ります。
議 長	1号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。
議 長	審議終了いたしましたので、9番 鍵谷委員の着席を認めます。 (9番 鍵谷委員 着席)
議 長	次に 議第67号 農地改良届について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1号事案について 7番 田中委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
7番田中委員	2月19日に伊佐治推進委員と現地確認を行いました。 畑地に転換することについて特段問題ないものと思われま
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
3番奥村委員	畑地転換という申請とのことですが、通常埋立はされるものなの でしょうか。
事 務 局	計画にもよりますが、現在ある田に畑土を盛って畑にするという 申請が多いです。
3番奥村委員	分かりました。
議 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明があります か。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。 よって1号事案は可決しました。
議 長	続いて、2号事案について 事務局より現地の状況等説明願いま す。

事務局次長	<p>本件につきましては2月14日に伊佐治委員と現地確認を行いました。また、申請者が事前に亀井委員の自宅へ説明に来訪されています。</p> <p>農地改良を行う目的としては、申請地では長年稲作を行われてきましたが、近年、イノシシによる被害が続く、平成29年度は稲作は全滅状態、30年度は大豆栽培へ切り替えられたものこちらも全滅の結果となったことから、今後はサカキ等の樹木栽培に切り替えて農地利用を図っていきたいとのことです。</p> <p>なお、埋め立て等は予定されておりません。</p> <p>申請地はみたけの森口交差点から西方へ350m程で国道21号バイパスから南側へ30メートル付近で、東側隣地は埋め立て地ですが地目は田となっています。北側は町道、南側は農業用水路、南側は宅地と農地です。</p> <p>隣地同意について、隣接する2名の農地関係者からの同意書も添付されています。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>続いて、3号事案について事務局より現地の状況等説明します。</p>
事務局次長	<p>本件につきましては、2月14日に伊佐治委員と現地確認を行いました。</p> <p>また、申請者には同日夜、電話で申請内容の確認を行いました。</p> <p>申請地では長年稲作を行われてきましたが、近年、イノシシによる被害が続く、電気柵の設置対応を行ったものの被害が続いたことから稲作を断念して、休耕田とされました。</p> <p>休耕田の管理作業も徐々に重荷となってきたので、今後は栗や柿など果樹栽培へ転換したいとのことです。</p> <p>申請地は古屋敷交差点から西方向へ100m程の21号バイパス南側で、西側隣地者から同意書が提出されています。</p> <p>周辺地の状況は東側は町道、南側は農業用水路を挟んで町道、北側は農業排水路です。</p> <p>申請書には150cm程度の埋め立て予定とありましたが、確認したところ隣接する東側町道の高さまでの予定、とのことで、埋め立て</p>

	<p>事業に伴い、周辺道路、農業用水・排水路へ土砂などが流れ出ないよう配慮することや、申請地周囲の畔草管理等は引き続き対応していくとのお話もありました。</p> <p>委員の皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は可決しました。</p>
議 長	<p>次に、議第 68 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による 最低経営面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。</p> <p>事務局 朗読・説明 願います。</p> <p>（事務局朗読）</p>
事 務 局	<p>現在、農地を耕作目的として取得する場合には農地法第 3 条の許可が必要であります。許可の要件の 1 つに「最低経営面積要件」があります。これは、農地の取得後の面積が、最低経営面積に達していないと農地を取得できない、というものです。最低経営面積は都府県が原則 50 アール、北海道が 2 ヘクタールと定められておりますが、地域の実情に応じて農業委員会で別段の面積を定めることが可能となっております。</p> <p>現在、御嵩町では 30 アールと定めており、異議がなければ平成 31 年度も 30 アールで変更なしとさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
3 番奥村委員	<p>農業新聞などで拝見したところ、全国的に別段の面積を下げる傾向にあるとのことですが御嵩町は下げることはしないということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>別段の面積を極端に下げている市町村もありますが、そういった市町村で比較的多いのは移住定住をする方に向けて 1 アールでも農地の取得が可能としているというものです。</p> <p>中濃地域は 30 アールという市町村が多く、可児市兼山地区のように比較的農地が少ない地域で 20 アールという所もありますが、御嵩町は兼山地区ほど農地が少ないということもなく事務局として</p>

<p>3 番奥村委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>は現状の 30 アールで変更なしとしてもいいのではないかと思っております。</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかに質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第 68 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって議第 68 号については可決します。</p> <p>次に 報第 20 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 53 分終了</p>
---	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

14 番

2 番
